

## 令和4年度徳島県認知症サポート医養成研修受講者募集要項

### 1 目的

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の方への支援体制の構築を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

徳島県

### 3 研修の実施

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）（愛知県大府市）に委託して行う。

### 4 研修対象者

徳島県知事（以下「知事」という。）が、徳島県医師会（以下「医師会」という。）と相談の上、次の条件を満たし適当と認めた医師とする。

- (1) 徳島県内において認知症の診療（早期発見等）に携わっている医師
- (2) 徳島県認知症サポート医養成研修事業実施要綱に記載の「認知症サポート医の役割」を適切に担える医師

### 5 研修受講者数

20名程度

### 6 受講者の決定

知事は、医師会と相談の上、研修対象者の選考を行った後、センターと協議を行い、受講者を決定する。

### 7 受講手続

- (1) 必要書類  
受講申込書（別紙様式）
- (2) 手続  
研修対象者は、受講申込書に必要事項を記入の上、長寿いきがい課へ申し込むこと。
- (3) 申込期限  
別紙「令和4年度国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症サポート医養成研修募集要項」に示す、参加を希望するグループワーク日程毎の申込期限の7日前までに、徳島県長寿いきがい課までお申し込みください。

## 8 研修日程、研修会場及び研修内容

別紙「令和4年度国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症サポート医養成研修募集要項」のとおり

## 9 費用負担（徳島県負担）

受講料 50,000円（消費税込み）

## 徳島県認知症サポート医養成研修事業実施要綱

### 1 目的

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

### 2 認知症サポート医の役割

認知症サポート医は、次の役割を担う。

- (1) かかりつけ医等の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築
- (2) 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力
- (3) 徳島県医師会を単位とした、かかりつけ医等を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案及び講師
- (4) 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に定める認知症初期集中支援チームの設置等、認知症の早期診断・早期対応の為の体制整備への協力

### 3 実施主体

本事業の実施主体は徳島県とし、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（愛知県大府市）に委託して実施するものとする。

### 4 研修対象者

徳島県知事（以下「知事」という。）が、徳島県医師会と協議の上、徳島県及び県内市町村が実施する認知症対策に積極的な協力を行うことができる医師のうち、下記のいずれかの条件を満たし適当と認めた医師とする。

- (1) 地域において認知症の診療（早期発見等）に携わっている医師
- (2) 「2 認知症サポート医の役割」を適切に担える医師

なお、本研修修了後には2の役割を担うことについて、各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

### 5 研修内容

認知症サポート医として必要な、

- (1) かかりつけ医等に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育技術
- (2) 地域における認知症の人を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術などの修得に資する内容とする。

## 6 受講の手続き

受講希望者は知事が定める期日までに受講申込書を知事に提出する。

## 7 受講者の決定

知事は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターと協議を行い、受講者と受講時期を決定する。

## 8 修了証書の交付等

- (1) 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長は、研修修了者に対し、修了証書を交付する。
- (2) 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成して、管理するものとする。
- (3) 知事は、研修修了者の同意を得た上で、名簿の一部を市町村及び各地域包括支援センターに配布するなど、認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

## 9 その他

この要綱に定めのない事項については、知事が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成18年5月30日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成25年7月10日から運用する。

### 附 則

この要綱は、平成26年7月25日から運用する。

### 附 則

この要綱は、平成27年6月25日から運用する。

## 令和4年度 認知症サポート医養成研修受講に当たってのお知らせ

### 1 開催形式

eラーニングシステムとZoomを利用したオンライン形式となります。

eラーニングサイトで講義を視聴し、学習理解度テストを受けていただきます。テストに合格した受講者を対象にZoomを利用したライブでのグループワークを実施いたします。

### 2 開催日程

eラーニングシステム: 受講決定通知を受け取られましたら、自分の参加されるグループワーク開催日の3日前までに受講修了してください。

グループワーク: 下記日時のとおりです。

第5回	令和4年10月15日(土)	①10時～12時 ②14時～16時 ③17時～19時
第6回	令和4年11月19日(土)	①10時～12時 ②14時～16時 ③17時～19時
第7回	令和4年12月17日(土)	①10時～12時 ②14時～16時 ③17時～19時
第8回	令和5年1月21日(土)	①10時～12時 ②14時～16時 ③17時～19時
第9回	令和5年2月18日(土)	①10時～12時 ②14時～16時 ③17時～19時

《申込期限》  
令和4年10月7日(金)必着

※グループワークについては1日3回枠を設けており、受講申込書にて第二希望まで希望時間帯を登録いただきますが、1日あたり147名の定員(各時間帯につき49名×3回)を設定しておりますので、ご希望に添えないこともあります。ご了承ください。

### 3 受講方法

受講者の決定後、eラーニングシステム受講について記載された案内を、各都道府県市を通して受講者に送付いたします。案内が届きましたら、指示に従い、講義編の受講を開始してください。

グループワークについての案内は、グループワーク実施日の概ね1週間前までに受講者の方のメールアドレスに送付いたします。グループワークの案内が届きました受講者は、指示に従い、グループワークを受講してください。

eラーニングシステムの使用方法等、不明な点がございましたら下記事務局まで連絡願います。

※なお、グループワーク開催日の3日前までに講義編(eラーニング)を受講修了されなかった場合は、グループワークの受講はできませんのでご注意ください。

### 4 必要な機器・環境

eラーニングシステムおよびオンライン(Zoom)研修でご利用できる機器のバージョンと、必要な機器・環境等は以下のとおりです。

#### ◆ eラーニングシステム

以下のいずれかのブラウザがインストールされている環境

- ・Chrome(最新版)
- ・Microsoft Edge Chromium(最新版)
- ・Safari(最新版)

※ スマートフォン、タブレット端末でも視聴できますが、推奨環境外ですので注意願います。

#### ◆ オンライン(Zoom)研修

下記の機器・環境等については、事前に使用可能な状態であることをお試してください。

- ・パソコン・・・安定した通信環境でインターネットに接続できるパソコン
- 事前にZoomアプリ(無料)をインストールしてください。

- ・音声出力・・・講師の声を聴くために使用  
(イヤホン/パソコン内蔵や付属スピーカー/ヘッドセット/マイクスピーカーなど)
- ・音声入力・・・受講者同士の演習での話し合いなどで使用  
(パソコン内蔵や付属スピーカー/ヘッドセット/マイクスピーカーなど)

- ・カメラ・・・受講者同士の演習での話し合いなどで使用  
(パソコン内蔵や付属のカメラ/USB接続のWebカメラなど)
- ・インターネット回線・・・通信の安定性のため有線接続を推奨します。Wi-Fiでも安定していれば可能。

## 5 資料について

テキスト等研修に係る資料は、受講決定後、申込書に記載された住所に発送いたします。

## 6 受講料

受講料は、50,000円(消費税込み)です。

受講料については、グループワークまで修了された方に、後日当センター事務局より請求書を発行郵送いたしますので、銀行振込にてお支払いをお願いいたします。請求書については受講申込書に記載いただいた請求書送付先にお送りいたします。受講料の負担者がわからない場合は、都道府県市の担当者にお問い合わせ願います。

## 7 修了証書

グループワークまで修了された方に後日郵送によりお送りいたします。

なお、1課程でも未履修の場合修了証書を交付することができませんので、承知おきください。

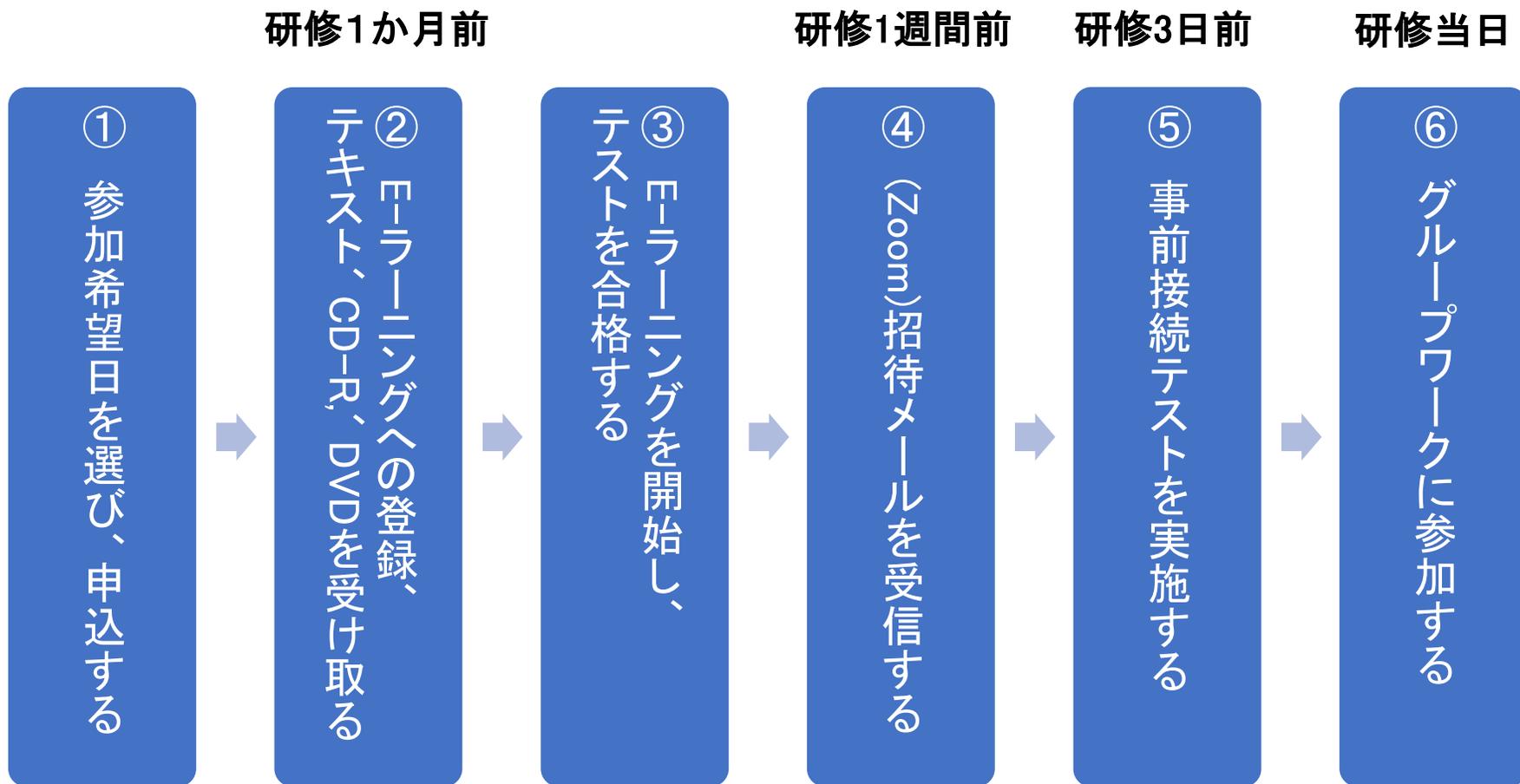
## 8 研修に関する留意事項等

- ・申し込み後、受講確定後にお知らせするeラーニングシステム及びZoomのURL等は厳重に管理してください。他人に知らせたり、外部に公開したりすることは止めてください。
- ・受講者は、研修の映像・音声を録画・録音等するなどして複製、外部への公開や二次利用などの行為は禁止します。
- ・グループワークではパソコンは1人1台準備してください。複数人で1台のパソコンを共有しての受講は出来ません。
- ・グループワークでのZoomの使用や操作については、各自で対応をお願いいたします。可能な範囲で情報提供に努めますが、当日のグループワークの直前や開催中は、対応できない場合があります。
- ・グループワークにおいて受講者氏名、ビデオ画像は講師及び事務局、他の受講者に共有されますのでご了承ください。
- ・グループワークのセッションの一部を録画させていただきます。参加確認の意味もありますのでグループワーク中はビデオオンにてお願いします。録画内容は個人が特定できる形で公開されたり、他者に提供されたりすることはありません。

## 9 事務局連絡先

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター  
長寿医療研修センター 鈴木  
TEL: 0562-46-2311(内線2705)

# グループワーク参加までの流れ



※研修当日の2週間前になっても何も連絡がない場合、お申込みした機関へお問い合わせください。